

横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(種別割の減免)</p> <p>第21条の3 区長は、種別割の納税義務者が次のいずれかに該当する場合において、その種別割を納付することが困難であると認めるときは、それぞれその該当する範囲内において、必要に応じて種別割を減免することができる。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 条例第81条第1項第2号の規定に該当する場合</p> <p>(アからエまで省略)</p> <p>オ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業又は生活保護法第38条に規定する保護施設、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設、身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設、<u>同条第27項</u>に規定する地域活動支援センター若しくは<u>同条第28項</u>に規定する福祉ホームに係る事業を行う者</p> <p>直接これらの事業の用に供する軽自動車等に係る税額の全額</p> <p>(カ省略)</p> <p>(事業所税の減免)</p> <p>第21条の8の3 市長は、次の各号に掲げる施設に係る事務所又は事業所において行う事業に対して課する資産割又は従業者割の納税義務者に対し、当該資産割又は従業者割について当該各号に額が定められている場合</p>	<p>(種別割の減免)</p> <p>第21条の3 区長は、種別割の納税義務者が次のいずれかに該当する場合において、その種別割を納付することが困難であると認めるときは、それぞれその該当する範囲内において、必要に応じて種別割を減免することができる。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 条例第81条第1項第2号の規定に該当する場合</p> <p>(アからエまで省略)</p> <p>オ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業又は生活保護法第38条に規定する保護施設、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設、身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設、<u>同条第28項</u>に規定する地域活動支援センター若しくは<u>同条第29項</u>に規定する福祉ホームに係る事業を行う者</p> <p>直接これらの事業の用に供する軽自動車等に係る税額の全額</p> <p>(カ省略)</p> <p>(事業所税の減免)</p> <p>第21条の8の3 市長は、次の各号に掲げる施設に係る事務所又は事業所において行う事業に対して課する資産割又は従業者割の納税義務者に対し、当該資産割又は従業者割について当該各号に額が定められている場合</p>

<p>には、それぞれその該当する範囲内において、事業所税を減免することができる。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者(その本来の事業の用に供する自動車の全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。))又は同法第124条に規定する専修学校の主催する旅行(その幼児、児童又は生徒のために行う旅行に限る。)の用に供した者に限る。)が当該事業の用に供する施設で事務所以外のもの</p> <p>資産割額及び従業者割額に次の算式によって得た率(小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率)を乗じて得た額</p> <p>(当該旅行に係る自動車の走行キロメートル数の合計数/当該者の本来の事業に係る自動車の総走行キロメートル数の合計数) ×(1/2)</p> <p>(第3号から第14号まで省略)</p>	<p>には、それぞれその該当する範囲内において、事業所税を減免することができる。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者(その本来の事業の用に供する自動車の全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。))又は同法第124条に規定する専修学校の主催する旅行(その幼児、児童、生徒又は学生のために行う旅行に限る。)の用に供した者に限る。)が当該事業の用に供する施設で事務所以外のもの</p> <p>資産割額及び従業者割額に次の算式によって得た率(小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率)を乗じて得た額</p> <p>(当該旅行に係る自動車の走行キロメートル数の合計数/当該者の本来の事業に係る自動車の総走行キロメートル数の合計数) ×(1/2)</p> <p>(第3号から第14号まで省略)</p>
--	---